

## 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会・第2回法人化委員会議事概要

- 日時：平成31年5月27日（月）13:00～14:00
- 場所：沖縄県 県庁4階 第3会議室
- 出席者：中野義勝、八重山サンゴ礁保全協議会（吉田稔）、鹿熊信一郎、自然保護課（津波昭史）、藤田喜久、宮古島マリリゾート協同組合（新村一広）
- 事務局：沖縄県自然保護課
- 運営委員：沖縄県環境科学センター（山川英治）

### 【アンダーライン部分が決定事項】

### 【「・」は説明事項および提言事項】

### 【「→」は説明事項や提言事項に対する賛成意見、「←」は説明事項や提言事項に対する反対意見】

### 【「>」は前回の理事会もしくは総会での意見】

## （1）法人化の実務について

### 【総会での発表】

- ・総会ではNPO法人設立に向けて進んでいるという報告をする。予定として設立時期をアナウンスする。

### 【設立発起人】

- ・設立するNPO法人の発起人10名を決める必要がある。
  - ←前回の理事会では会員を含めて発起人を決めることになった。
    - 発起人の公募と設立総会の開催を会員へ周知する。
    - 発起人を募集するときは設立趣意書案があったほうがよい。

### 【設立に必要な書類】

- ・以下の設立に必要な書類は早めに準備する必要がある。
  - ①設立趣意書
  - ②定款
  - ③2ヶ年度分の事業計画書
  - ④2ヶ年度分の活動予算書
  - ←設立趣意書は協議会の趣意書を基本とする。
  - 定款の事務局の場所、理事などの役員はある程度決めておく必要がある（設立総会時に理事等の役員を決めなければならない）。
    - 行政関係団体は理事にはなれないので、体制をきちんと考えておく必要がある。
    - 運営委員会（もしくはオブザーバー）を設置して、理事になれない団体会員は委員会に所属してはどうか。
    - 組織図があるとよい。
- ・定款の事業計画に収益事業が入っていると、承認されなかったり、時間がかかることが多いようだ。設立後に事業計画を変更することは構わない。収益事業の定義は何かをする時

に対価が発生するかどうか。赤字になるとか独立採算とかは関係ない。収益事業は最低年間7万円の税金がかかるが、収益事業を実施しなかった場合は、申請すれば免除される。

←サンゴ礁ウィークフェアは出店料を取っている。

→収益事業になるかどうかを含めて、確認しておく。

←寄付として処理できるかもしれない。

←アラムコからの寄付などで新たな事業を急に立ち上げないといけない状況が出てくることありうる。

←急に収益事業をする必要が出てきた場合は対応できない可能性が高い。

→NPOプラザに相談して、検討する。

### 【趣意書と定款の案】

- ・趣意書は現在の趣意書をそのまま用いるのがよいと思う。
- ・定款案、事業計画案、活動予算書案を法人化委員長（新村さん）が作成する。

### 【事務局の住所】

- ・自然保護課内に事務局を置くことは難しいか？  
→調整が必要なので確認する。
- ・会長の自宅でも構わない。会長が代わった場合は変更届を提出する。  
→自然保護課に事務局が設置できない場合は会長宅で調整する。

### 【会費の徴収】

- ・会員の区分を定款に定めておく必要がある。会費を徴収することを書いておかないと、会費は徴収できない（徴収しなくてもよい）。会費を徴収することで幽霊会員がいなくなる。通常は3,000円程度。
- ・会費はサービスの対価と考え、会費を伴わない会員区分は何かしらのサービスを提供しないと公平でない。会費のない会員には議決権がないとしたら、会の運営へのインセンティブがなくなる恐れもある。
- ・会費を徴収する会員と徴収しない会員の区分を定款で定める。

### 【事務局の実務について】

- ・法人化した場合は専属の事務員を雇う必要がある。
- ・法人化後に自然保護課がどのように関われるか整理する。